

広島県告示第六百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県立美術館の使用料及び物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十四年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託した事務	委託を受けた者	委託した年月日 (委託期間)
	名 称	
広島県立美術館入館料及び図録等売払代金徴収事務	住 所	平成二十四年四月一日 (平成二十四年四月一日～ 平成二十九年三月三十一日)
	名 称	

乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体

東京都港区台場二丁目三番四号